

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 21 年 10 月

高 知 県 人 事 委 員 会



21 高人委第 13 号
平成 21 年 10 月 15 日

高知県議会議長 元 木 益 樹 様

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直 様

高知県人事委員会委員長 起 塚 昌 明

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、
給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告等を実現するため、速やかに必要な措置をとられるよう要望します。

報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

I 職員の給与

本委員会は、職員の給与の実態を把握するため、本年4月1日に在職する職員について「平成21年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は13,493人であって、その平均年齢は44歳10月、平均経験年数は23年0月、男女別構成は男性56.3%、女性43.7%、学歴別構成は大学卒68.1%、短大卒10.9%、高校卒20.9%、中学卒0.1%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、教育職、医療職等12種類の給料表が適用されており、本年4月における平均給与月額は、400,669円（給料379,838円、扶養手当9,905円、地域手当339円、その他10,587円）である。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員4,137人（平均年齢44歳7月）の平均給与月額は、371,886円（給料351,571円、扶養手当10,382円、地域手当690円、その他9,243円）となっている。

なお、職員の給料の月額、知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により減額されており、この減額措置後の平均給与月額は、全職員で393,152円、行政職給料表の適用を受ける職員で364,665円となっている。

（参考資料Ⅳ 職員給与関係資料 参照）

II 民間給与の調査

1 概要

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同

して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された 105 事業所（昨年 105 事業所）を対象に「平成 21 年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の者について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を実地に調査するとともに、各事業所における給与改定や雇用調整等の実施状況についても調査を行った。併せて、技能・労務及び医療関係等 56 職種の者についても同様に給与月額の調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て 88.6%と高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 I 民間給与関係資料 参照)

2 調査結果

(1) 本年の給与改定の状況

別表第 1 に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 24.8%となっており、昨年の 40.2%に比べて減少している。一方、ベースアップを中止した事業所の割合は 22.4%、ベースダウンを実施した事業所は 2.3%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は 50.5%となっている。

また、別表第 2 に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 67.0%となっている。

(2) 雇用調整の実施状況等

別表第 3 に示すとおり、平成 21 年 1 月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は 39.4%となっている。

また、別表第 4 に示すとおり、本年 4 月分の一般の従業員の給与について、賃金カットを実施した事業所の割合は 4.9%で、平均減額率は 5.1%となっている。

Ⅲ 職員の給与と民間給与との比較

職員の給与と民間給与との比較は、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業の従業員の同種・同等の者同士の給与を比較することを基本としており、公務において行政職給料表の適用を受ける者と民間におけるこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較を行う、いわゆるラスパイレス方式を採っている。

また、県内民間企業の従業員の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるた

め、平成 18 年から人事院に準じて比較対象企業規模をそれまでの 100 人以上から 50 人以上としている。

1 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、役職段階、年齢、学歴が対応すると認められる者同士の諸手当を含む 4 月分の給与額を対比させ精密に比較したところ、別表第 5 に示すとおり、職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 612 円 (0.16%) 上回っていることが明らかとなった。

なお、特例条例による減額措置後の職員の給与と比較すると、職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 6,609 円 (1.81%) 下回ることとなる。

また、月例給に含まれる諸手当のうち、民間における家族手当及び住宅手当の支給状況を調査した結果は、参考資料に示すとおりである。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

2 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所における事務・技術等従業員に支払われた特別給(ボーナス)は、別表第 6 に示すとおり、所定内給与月額 4.11 月分に相当しており、職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間の平均支給月数(4.45 月分)が民間事業所の特別給を 0.34 月分上回っている。

Ⅳ 物価及び生計費

1 消費者物価指数

本年 4 月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年 4 月に比べ全国では 0.1% 下落したのに対し、高知市では 0.1% の上昇となっている。

(参考資料Ⅲ 労働経済関係資料 参照)

2 標準生計費

家計調査(総務省統計局)を基礎に算定した本年 4 月における高知市の標準生計費は、2 人世帯で 155,270 円(対前年同月比 14.3% の減少)、3 人世帯で 189,080 円(同 9.2% の減少)、4 人世帯で 222,890 円(同 5.2% の減少)となっている。

(参考資料Ⅱ 生計費関係資料 参照)

V 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が本年3月に発表した平成20年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の結果によると、国の行政職俸給表（一）適用者の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用者の特例条例による減額措置後の給料を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較した指数は、国を100とした場合、本県は96.1となっている。なお、全都道府県での平均指数は99.4となっている。

VI 人事院の勧告等の要旨

人事院は、本年8月11日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与及び公務員人事管理について報告するとともに、公務の給与が、月例給、特別給のいずれも民間を上回っていることから、月例給について863円(0.22%)、特別給について0.35月分を引き下げるよう勧告を行った。

また、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえて、超過勤務手当の支給割合等について勧告を行った。

併せて、職員の育児休業の取得促進を図るため、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。

勧告等の要旨は次のとおりである。

I 給与に関する報告及び勧告の要旨

1 給与勧告の基本的考え方

給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、国民の理解と納得を得られる方法であると考えられる。

2 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

① 月例給

公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○ 民間給与との較差 △863円 △0.22%

行政職(一) 現行給与 391,770円 平均年齢 41.5歳

俸給	△596円	住居手当	△209円
はね返し分(注)	△58円		

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

② ボーナス

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.17月（公務の支給月数 4.50月）

(2) 給与改定の内容と考え方

① 月例給

ア 俸給表

初任給を中心とした若年層及び医療職（一）を除き、すべての俸給月額について引下げ

(ア) 行政職俸給表（一）

基本的に同率の引下げ（平均改定率 $\Delta 0.2\%$ ）とするが、初任給を中心に若年層（1級～3級の一部）は引下げを行わない。7級以上は平均を0.1%上回る引下げ

(イ) 指定職俸給表

行政職俸給表（一）の管理職層の引下げ率（ $\Delta 0.3\%$ ）を踏まえた引下げ

(ウ) その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に引下げ（医療職俸給表（一）等を除く）

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、調整率（[実施時期等]参照）を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ

イ 住居手当

自宅に係る住居手当（新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円）を廃止

ウ 委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ（35,300円→35,200円）

② 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5月分→4.15月分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
21年度 期末手当	1.25月（支給済み）	1.5月（現行1.6月）
勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.7月（現行0.75月）
22年度 期末手当	1.25月	1.5月
以降 勤勉手当	0.7月	0.7月

※ 本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分の一部に充当

[実施時期等]

公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率($\Delta 0.24\%$)(注)を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整(俸給月額引下げ改定のあった者に限る)

(注) 行政職(一)の職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

③ 超過勤務手当等

時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務(日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。)に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間(代替休)を指定することができる制度を新設

なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直し

[実施時期]

平成22年4月1日

3 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた配分見直しや諸制度の導入・実施が終了する平成22年度以降、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、4の高齢期の雇用問題に関連した給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討
- ・ 平成23年度以降において経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改正原資の取扱いについて、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との差は最大2.6ポイントで、改革前(最大4.8ポイント)より減少。平成23年度以降に最終的な検証を行うに当たっては、地域手当の異動保障や広域異動手当が同一地域に引き続き勤務する国家公務員に影響しないことにも配慮して検討

4 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

(1) 雇用と年金をめぐる動き

- ・ 雇用と年金の連携を図ることは公務・民間共通の課題。既に民間企業に関しては65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 国家公務員制度改革基本法は、定年年齢の65歳への段階的引上げの検討を規定

(2) 基本的な考え方

- ・ 公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当
- ・ その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）の最終報告も踏まえ、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策等、検討すべき諸課題への対応を早急に進める必要
- ・ 準備期間も勘案すれば、平成23年中には法制整備を図る必要。定年延長は公務運営の在り方全般にかかわるため、本院を含む関係者が協力し政府全体としての検討を加速すべき。本院としては、平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討

(3) 具体的な検討課題

① 給与制度の見直し

民間の雇用及び給与の状況等を踏まえた60歳台前半の給与水準及び給与体系を設定。併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直し

② 組織活力を維持するための施策

役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構築、公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配置等の人材活用方策を検討

③ その他の措置

特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入、早期退職を支援する措置、公務員の退職給付の在り方等について検討

II 公務員人事管理に関する報告の要旨

1 公務員制度改革に関する基本認識

(1) 本院の基本認識と取組

高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進め、公務員の意識改革を徹底することが肝要。改革の実現に向け使命・責務を果たす決意

(2) 政官関係と公務員の役割

政治と公務員の役割分担を前提に、政治的に中立な職業公務員制度が維持されることで、行政の専門性や公正な執行を確保。幹部公務員制度の検討には、議院内閣制の下での政治と職業公務員の関係の十分な検討が必要

(3) 労働基本権

労働基本権の在り方は公務員制度の基本的枠組みや行政執行体制に大きな影響。現行制度の見直しには、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約、市場の抑制力の欠如など公務特有の論点を含め、幅広い観点から慎重な検討を行った上で判断することが必要

2 主な個別課題と取組の方向

(1) 人材の確保・育成等

① 採用試験の基本的な見直し

- ・ 有為な人材の誘致のため、積極的な人材確保活動と併せ、試験制度の見直しが必要
- ・ 「採用試験の在り方を考える専門家会合」（座長：高橋滋一橋大学教授）の報告書を踏まえ、総合職試験・一般職試験・専門職試験・中途採用試験への再編、総合職試験には院卒者試験も創設 — 各試験の枠組みを提示
- ・ 平成24年度の新試験の実施に向け、早急に具体化を検討

[検討の視点]

- 中立・公正な試験の構築
- 人材確保に資する魅力ある試験
- キャリア・システム見直しの契機
- 新たな人材供給源に対応
- 論理的思考力・応用能力・人物面の検証に重点

② 時代の要請に応じた職業公務員の育成

- ・ 「公務研修・人材育成に関する研究会」（座長：西尾隆国際基督教大学教授）の報告書を踏まえ、各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実を推進
- ・ 職業公務員固有の役割にかんがみ、全体の奉仕者たる使命感や広い視野、識見などを長期的視点に立って涵養。このため、失敗も含めた行政事例の多角的検証

等の研修を強化

③ 能力及び実績に基づく人事管理への転換

人事評価の公正・適正な実施及び評価結果の任免・給与への適切な活用を支援するほか、職員の能力の伸長に資する研修コースの開発・実施により人事評価の人材育成への活用を支援

④ 人事交流の推進

官民人事交流の見直しは、公務の公正性等に留意しつつ対応する必要。国と国以外の組織との人的交流の在り方について、職員の身分取扱いとの関係を含め幅広い研究が必要

⑤ 事務官・技官の呼称の廃止

国家公務員としての一体感を高め、適材適所の人事配置に資するよう、事務官・技官の呼称を廃止することが適当であり、関係府省における必要な検討を要請

(2) 勤務環境の整備等

① 非常勤職員制度の適正化

指針の発出による非常勤職員給与の適正支給の取組は着実に進展。日々雇用職員の任用・勤務形態の見直しを検討。忌引休暇等の対象範囲を拡大

② 超過勤務の縮減

幹部職員をはじめ組織全体として取り組むことが重要。全府省における計画的な在庁時間削減の取組を推進。国会関係業務による超過勤務の縮減への対応が重要

③ 両立支援の推進

育児休業法改正の意見の申出を行うほか、短期介護休暇の新設等両立支援の取組を一層推進

④ 職員の健康の保持

心の疾病を予防するための保健師等による相談体制を整備。「パワー・ハラスメント」についての情報提供を実施。病気休暇の制度や運用の在り方等の検討に着手

Ⅲ 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の要旨

急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するよう、育児休業法を改正

1 育児休業等をするできない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児休業等をするこ

ができるようにすること

2 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例

子の出生の日から人事院規則で定める期間内に、職員が当該子について最初の育児休業をした場合は、当該子について再度の育児休業をすることができるものとする

3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施

Ⅶ 本委員会の意見

職員の給与等の決定に関連のある基礎的な諸条件は、以上述べたとおりであり、これらの諸条件を踏まえ、本委員会は、職員の給与等について次のとおり考える。

1 給与に関する事項

- (1) 本委員会が調査を行った民間事業所においては、ベースアップを実施した事業所が昨年より減少するとともに、採用の停止・抑制などの雇用調整を実施している事業所は増加しており、本県の経済情勢が引き続き厳しい状況にあることがうかがわれた。

月例給については、地方公務員法の給与決定の原則に基づく適正な給与水準を示すという勧告制度の趣旨から、特例条例による減額措置前の職員の給与と民間給与を比較したところ、職員の給与が民間給与を1人当たり平均612円(0.16%)上回っていることが認められた。

また、特別給については、職員の年間支給月数(4.45月分)が民間の年間支給割合(4.11月分)を、0.34月分上回っていることが認められた。

なお、国家公務員の給与については、月例給及び特別給の年間支給月数のいずれもが、民間の月例給及び特別給の年間支給割合を上回っていたことから、人事院は、月例給について俸給の引下げ及び自宅に係る住居手当の廃止、特別給について0.35月分の引下げの勧告を行った。

- (2) 本委員会は、職員の給与制度については、従来、基本的には本県を含めた全国の民間給与、生計費等を考慮して定められる国家公務員の給与制度に準拠することにより、民間給与や国及び他の都道府県の職員の給与との均衡が図られるとの考え方に立ってきたが、国家公務員の給与制度は、平成18年度から実施されている給与構造改革により大きく変容してきている。

国家公務員については、この給与構造改革により、地域の民間給与をより適切に反映させることを目的とした見直し等を進めるため、俸給表の水準を平均4.8%引き下げたが、その一方で、地域手当や広域異動手当等の新設が行われたため、全体として見れば、給与水準に大きな変化が生じていない。

一方、本県においては、国に準じて給料表の水準を引き下げたが、県内に地域手当の支給地域がないこと、広域異動手当については地方公共団体には適用が認められていないことなどから、国家公務員との間に給与制度上の違いが生じている。

こうしたこともあり、国家公務員と職員とでは、民間給与との比較結果が必

ずしも一致しないという状況が生じており、昨年、国が俸給表の改定をしなかったのに対し、本県では、民間との較差に見合う額を給料月額に均等に加算する方法で給料表の改定を行ったところである。

なお、特別給については、地域の民間事業所の支給割合との均衡を考慮した結果、平成 19 年度から職員の年間支給月数が、国家公務員の年間支給月数を下回っている。

- (3) 本県の職員の給与については、制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については、単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いて措置すべきと考える。

このことから、本年においては、次のように措置することが必要である。

ア 給料表

民間給与との較差を踏まえて給料表を引下げ改定することが必要である。その際には、初任給など若年層の給与は引下げを行わないこととする一方で、管理職層については一般職員を上回る引下げを行うとする国家公務員の改定に準ずることとし、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮して、級号給ごとの給料月額について国家公務員の俸給月額と同額で引下げを行うこと。

また、給料月額について上記の改定が行われることを踏まえ、平成 18 年の給与構造改革による給料表の水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、国に準じて引き下げる。具体的には、後述する月例給における民間給与との較差を解消するために行う調整措置に適用する調整率（△0.17%）により、経過措置額の算定基礎となる額の引下げを行うこと。

なお、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び経過措置額の算定基礎となる額の引下げ改定を行うこととするが、医療職給料表（1）及び任期付研究員のうち第 2 号任期付研究員に適用される給料表については、国に準じて引下げを行わないこと。

イ 住居手当

自宅に係る住居手当については、人事院が国家公務員の当該手当の廃止を勧告したところであるが、本県の給与制度は基本的に国に準拠していること、また、自宅に対して手当を支給している県内の民間事業所の割合が全体の 20%程度にとどまっていることから、本県においても廃止すること。

ウ 地域手当

県外事務所に勤務する職員並びに医師及び歯科医師に対して支給される地域手当の支給割合を、国に準じて改定すること。

エ 時間外勤務手当

時間外勤務手当については、時間外勤務が1か月に60時間を超えた場合の割増賃金率の引上げなどを内容とする改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されることから、国家公務員の超過勤務手当の改定に準じて改定すること。

オ 期末手当・勤勉手当

本県における民間の特別給の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、職員の年間の支給月数を0.35月分引き下げ、4.1月分とすること。

本年度については、特例措置により凍結した6月期における期末手当・勤勉手当の支給月数分(0.175月分)を支給しないこととするとともに、引下げ月数(0.35月分)から当該凍結分に相当する支給月数(0.175月分)を減じた月数(0.175月分)を12月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこと。

来年度以降の取扱いについては、国家公務員の改定を参考に、6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めること。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様とすること。

(4) 改定の実施時期

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定を含むことから、当該改定を実施するための関係条例の規定は、職員の給与と民間給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとしたうえで、遡及することなく、関係条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施することとする。ただし、住居手当、地域手当及び時間外勤務手当の改定については、平成22年4月1日から実施することとする。

(5) 民間給与との較差相当分の解消に係る調整

職員の給与と民間給与は4月時点の給与で比較したうえで均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月から給与改定の実施の日の前日までの期間に係る民間給与との較差相当分を解消させる観点から、所要

の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものである。また、当該調整については、施行後速やかに行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることを考慮すれば、特別給としての期末手当で行うことが適当と考えられる。

具体的には、行政職給料表の適用を受ける職員の場合、同表の適用を受ける職員全体に係る民間給与との較差相当分を給料月額の引下げ改定が行われる職員によって解消することとし、当該較差の総額を該当職員の本年4月における民間給与との比較の基礎となる給与の合計額で除して得た率（△0.17%）を調整率として、本年12月期の期末手当において、国家公務員と同様の調整を講ずることが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員についても、引下げ改定が行われない医療職給料表（1）及び第2号任期付研究員に適用される給料表の適用職員を除き、行政職給料表の適用職員と同様の調整を行うこととする。

- （6）人事院が、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえて引き続き検討を進めるとした借家・借間に係る住居手当や、職員の経済的負担の実情や民間における支給状況を考慮して引き続き改善を検討するとした単身赴任手当については、その動向を注視していく必要がある。
- （7）交通用具利用者に係る通勤手当については、高知県監査委員の平成20年度行政監査結果報告書において、自転車利用者と自動車等利用者に同じ基準で手当額を支給していることなどが検討すべき課題であると指摘されたことを踏まえて、検討することとする。
- （8）国において段階的に見直しが進められている教員に特有の手当等については、他の都道府県の動向や本県の実情を踏まえて適切に対応することが必要である。
- （9）勤務実績の給与への反映について、国は、本年4月の新たな人事評価制度の導入に併せて、人事評価の結果を昇給区分の決定や勤勉手当の成績率の成績区分の決定等に活用するための基準の整備を行うとともに、勤務成績が不良である職員に対する降給・降格の制度を整備した。

本県においても、国におけるこれらの制度の内容や運用状況なども踏まえ、勤務実績の給与への反映のあり方について、更に検討を進める必要がある。

公務員が、「全体の奉仕者」であり「勤労者」でもあるというその地位の特殊性や職務の公共性を考慮すれば、その給与については、職員の士気を確保しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上につながるものとしていくことも必要である。

こうした観点から、職員の適正な給与水準の在り方や給与制度の仕組みについては、なお、十分な検討を行うとともに、今後とも給与制度の趣旨に即した運用を図ることが必要である。

2 公務運営に関する事項

- (1) 国においては、本年4月に新たな人事評価制度が導入され、能力・実績に基づく人事管理の基礎として、職員の任用や給与、研修などに幅広く活用するために、人事院において関連する規則や基準等が整備された。

本県では、国に先んじて任命権者において新たな人事評価制度が整備され、任用・給与などの人事管理や職員の能力育成などに活用されているが、本県の人事評価制度をより実効性のあるものとしていくために、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などを更に高めていくことが必要である。

そのためには、人事評価制度の趣旨や実施方法などが評価者、被評価者を問わず職員全体によく理解されていることが重要であり、研修や評価に関わる面談の機会などを通して制度理解を深めることにより、実効性を高めることが必要である。

- (2) 総実勤務時間の短縮は、職員の健康の保持及び公務能率の向上に資するとともに、職業生活と家庭生活の両立を図る観点からも重要であり、所定勤務時間の短縮が予定されているところであるが、引き続き、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進などに、積極的に取り組む必要がある。

時間外勤務については、これまでも任命権者において様々な縮減に向けた取組がなされているが、引き続き、事務の簡素・合理化、業務配分の見直し、目安時間による時間管理の徹底等により、更に縮減に向けて取り組む必要がある。併せて、管理的地位にある職員は、常に職員の時間外勤務の状況や健康状態の把握に努めるとともに、時間外勤務の緊急性及び必要性の確認や事前命令の徹底など適切な勤務時間の管理に努めることが必要である。

また、目安時間を超えるなど時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、改善に取り組むことが必要であり、職場全体でこれまで以上に新

たな視点や発想をもって継続して取り組むことが重要である。

なお、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて休暇が付与される制度や育児を行う職員の時間外勤務が免除される制度については、関連法令の改正の動向等に留意しながら適切に対応することが必要である。

年次有給休暇については、業務の実態に応じて計画的・連続的な取得が促進されるよう、管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要である。

(3) 職員の心身両面にわたる健康の保持・増進を図ることは重要であり、引き続き職員の健康管理に関する取組を推進する必要がある。また、メンタルヘルス対策については、精神性疾患による長期病休者数が依然として増加傾向にあることに留意し、今後とも有効な対策に取り組むとともに、職員一人ひとりのメンタルヘルスに対する意識を高めることで、よりよい職場づくりを進めることが必要である。

(4) 職業生活と家庭生活の両立を支援することは、職員の福祉の増進及び公務効率の維持・向上に資することはもとより、次世代育成支援などの観点からも重要であることから、育児休業等を取得しやすくする制度や両立支援に資する休暇制度の整備について、関連法令の改正の動向等に留意しながら適切に対応するとともに、母性保護に関する取組や男性職員の育児参加を促進することが必要である。

また、来年に向けて見直しが進められている次世代育成支援行動計画については、これまでの目標の達成状況等を検証した上で、同計画の実現に向けた有効な対策に取り組むことが必要である。

(5) 組織がその役割や機能を十分に果たしていく上においては、職員一人ひとりが能力や個性を発揮しうる、良好な勤務環境が確保されていることが重要である。そのためには、職員が相互に人格を尊重し合うことによって、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの生じない、風通しが良く、働きやすい環境が確保されるよう、引き続き研修などを通して、職員の意識向上に取り組んでいくことが必要である。

(6) 人事院は、本年の給与勧告において、雇用と年金の連携の観点から国家公務員の定年年齢の段階的な引上げに取り組む方針を示し、平成 25 年度からの実施

に向けた具体的な立法措置のための意見の申出を平成 22 年度中を目途に行うとし、定年延長に伴って生ずる給与や任用その他人事管理上の諸課題について、鋭意検討を進めていくことを表明した。

このことは、本県においても同様に直面する課題であり、地方公務員法など関係法令の見直し等の動向に留意するとともに、人事院が示した人事管理や組織運営上の諸課題を本県の実情に照らし合わせ、検討を進めていく必要がある。

(7) 本県では、平成 17 年に策定された行政改革プランの下で、簡素で効率的な行政基盤の確立を目指し、組織機構のスリム化や職員数の適正化などの取組が進められてきた。現行プランの計画期間の最終年に当たる本年、新たな行政改革プランの策定作業が進められているが、当該プランの下でも、計画的な人材育成と活用に取り組み、組織力を高めていくことが必要である。

本県も、団塊の世代の大量退職の時期にあり、これからの県政を担う優秀な人材の確保が必要となっているが、短期間での大量採用により職員の年齢構成に大きな歪みが生じたりすることのないように、また、上で触れた定年年齢の延長に伴う人事管理のあり方も含め、先を見据えた計画性のある採用を進めるとともに、職員の資質や能力の向上と適材適所の人材登用に、一層努めることが必要である。

人事委員会が行う給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、地域の民間給与との均衡等を考慮した給与水準の決定は、公務員給与の決定方法として定着し、職員の適正な処遇を確保するための重要な役割を担うとともに、行政運営の安定にも寄与してきている。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、この勧告を速やかに実施されるよう要請する。

なお、職員の給与については、本県の財政が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、特例条例による減額措置が実施されている。昨年、今年と一般職員の減額率を引き下げるなどの配慮がなされているとはいえ、給与の減額措置は5年間にわたって継続されており、職員の士気や生活への影響が大いに憂慮される場所である。

また、本年の給与勧告は、昨年来の我が国における厳しい経済情勢を反映して、月

例給及び特別給のいずれをも引き下げるもので、職員にとっては非常に厳しい内容となった。

これらのことを考慮し、特例条例による減額措置を早期に解消されるよう強く要望する。

県行政は、県民の信頼の下に成り立つものであることから、各任命権者におかれては、その信頼に応えるために、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、公正な職務の遂行に精励するよう、職員の意識改革を徹底するとともに、個々の職員が自己の持つ適性や能力を存分に発揮しうる職務環境や組織づくりに努めることが必要である。

各職員におかれても、全体の奉仕者としての使命感、倫理観を保持しつつ、より一層効率的な業務の運営と行政サービスの向上に精励し、県民の期待と信頼に応え、その職責を果たされるよう要望する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	24.8	22.4	2.3	50.5
課 長 級	20.7	18.3	2.7	58.3

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	77.7	67.0	13.1	7.3	46.6	10.7	22.3
課 長 級	60.4	45.9	8.8	6.2	30.9	14.5	39.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合	
	高知県	全国
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	12.3	24.1
転 籍 出 向	4.5	3.2
希 望 退 職 者 の 募 集	3.4	5.2
正 社 員 の 解 雇	5.7	3.4
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	9.9	7.9
業 務 の 外 部 委 託 ・ 一 部 職 種 の 非 正 規 社 員 へ の 転 換	4.7	2.1
非 正 規 社 員 の 契 約 更 新 の 中 止 ・ 解 雇	11.2	19.0
残 業 の 規 制	18.2	24.8
一 時 帰 休 ・ 休 業	11.9	16.8
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	0.9	2.7
賃 金 カ ッ ト	7.7	12.9
計	39.4	50.2

(注) 1 平成21年1月以降の実施状況である。
 2 項目については、複数回答である。
 3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、全国は24.8%、高知県は24.7%である。

別表第4 民間における賃金カットの実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
係 員		4.9	5.1
課 長 級		6.8	7.4

(注) 平成21年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

別表第5 職員の給与と民間給与との比較(月例給)

民間給与(A)	職員の給与(B)		較 差 (A)-(B) 〔 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ 〕
371,274円	減額措置前	371,886円	△612円 (△0.16%)
	減額措置後	364,665円	6,609円 (1.81%)

(注) 職員の給与については、給与の減額措置(給料：一般職0.5～1.85%・管理職5%、管理職手当：10～15%)が行われていることから、減額措置前と減額措置後の額について調査し、民間給与と比較した。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	高 知 県	全 国	
			事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
平均所定内給与月額	下半期〔A 1〕	315,589円	376,501円	280,578円
	上半期〔A 2〕	319,525円	371,848円	277,289円
特別給の支給額	下半期〔B 1〕	705,908円	832,966円	570,204円
	上半期〔B 2〕	597,343円	729,596円	454,547円
特別給の支給割合	下半期 $\frac{B 1}{A 1}$	2.24	2.21	2.03
	上半期 $\frac{B 2}{A 2}$	1.87	1.96	1.64
年 間 の 平 均		4.11月分	4.17月分	

- (注) 1 下半期とは平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 「全国」の年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めた年間の平均である。
 3 本県の特別給は、事務・技術等従業員の支給状況である。
- 備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

1 改定の内容

(1) 現行の給料表（医療職給料表（1）及び第2号任期付研究員に適用される給料表を除く。）を、別記のとおり改定すること。

(2) 平成21年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる月数分とすること。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員

期末手当 1.5月分（特定幹部職員にあつては、1.25月分）

勤勉手当 0.65月分（特定幹部職員にあつては、0.9月分）

イ 再任用職員

期末手当 0.75月分（特定幹部職員にあつては、0.65月分）

勤勉手当 0.4月分（特定幹部職員にあつては、0.5月分）

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員

期末手当 1.65月分

(3) 平成22年6月以降に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる月数分とすること。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員

(ア) 6月の支給割合

期末手当 1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.05月分）

勤勉手当 0.675月分（特定幹部職員にあつては、0.875月分）

(イ) 12月の支給割合

期末手当 1.5月分（特定幹部職員にあつては、1.3月分）

勤勉手当 0.675月分（特定幹部職員にあつては、0.875月分）

イ 再任用職員

(ア) 6月の支給割合

期末手当 0.65月分（特定幹部職員にあつては、0.55月分）

勤勉手当 0.35月分（特定幹部職員にあつては、0.45月分）

(イ) 12月の支給割合

期末手当 0.8月分（特定幹部職員にあつては、0.7月分）

勤勉手当 0.35月分（特定幹部職員にあつては、0.45月分）

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員

(ア) 6月の支給割合

期末手当 1.45月分

(イ) 12月の支給割合

期末手当 1.65月分

(4) 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。

(5) 正規の勤務時間を超えてした勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その60時間を超えた時間に対しては、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すること。

(6) 平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員（以

下「減額改定対象外職員」という。)を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に100分の99.83を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
研究職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
小学校・中学校等教育職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
高等学校等教育職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
警察官給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から16号給まで
第1号任期付研究員に適用される給料表	—	1号給
特定任期付職員に適用される給料表	—	1号給

2 改定の実施時期等

(1) この改定は、この勧告を実施するための関係条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(3)、(4)及び(5)については、平成22年4月1日から実施すること。

(2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(2)による改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にあつては、(ア)に掲げる額）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日（これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、単身赴任手当の基礎額の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(イ) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

イ アの額の算定に関し、任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める職員については、所要の措置を講ずること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	136,100	186,300	223,400	262,400	289,700	321,100	366,700	414,200	468,000
	2	137,200	188,100	225,300	264,500	292,000	323,400	369,300	416,700	471,100
	3	138,400	189,900	227,200	266,500	294,300	325,700	371,900	419,200	474,200
	4	139,500	191,700	229,000	268,600	296,600	328,000	374,500	421,700	477,300
	5	140,600	193,300	230,700	270,700	298,700	330,300	377,100	424,000	480,300
	6	141,700	195,100	232,600	272,800	301,000	332,400	379,700	426,400	483,400
	7	142,800	196,900	234,500	274,900	303,300	334,600	382,300	428,800	486,500
	8	143,900	198,700	236,300	277,000	305,600	336,800	384,900	431,200	489,600
	9	145,000	200,500	238,000	279,100	307,800	339,100	387,500	433,500	492,600
	10	146,400	202,300	239,900	281,200	310,100	341,300	390,200	435,800	495,700
	11	147,700	204,100	241,700	283,300	312,400	343,500	392,900	438,100	498,800
	12	149,000	205,900	243,600	285,400	314,700	345,700	395,600	440,300	501,900
	13	150,300	207,500	245,400	287,500	316,900	347,700	398,200	442,500	504,900
	14	151,800	209,400	247,300	289,600	319,100	349,800	400,500	444,500	507,300
	15	153,300	211,300	249,100	291,700	321,300	351,900	402,900	446,500	509,700
	16	154,900	213,200	250,900	293,800	323,500	354,000	405,300	448,500	512,100
	17	156,200	215,100	252,700	295,900	325,700	356,200	407,600	450,500	514,600
	18	157,700	217,000	254,700	298,000	327,800	358,200	409,700	452,300	516,100
	19	159,200	218,900	256,700	300,100	329,900	360,200	411,800	454,100	517,600
	20	160,700	220,800	258,700	302,200	331,900	362,200	413,900	455,900	519,100
	21	162,100	222,500	260,600	304,300	334,000	364,300	416,000	457,700	520,300
	22	164,800	224,400	262,500	306,400	336,100	366,200	418,000	459,200	521,800
	23	167,400	226,300	264,400	308,500	338,200	368,200	420,000	460,700	523,300
	24	170,000	228,200	266,200	310,600	340,300	370,200	422,000	462,200	524,800
	25	172,700	229,800	268,200	312,600	342,200	372,300	424,100	463,700	526,100
	26	174,400	231,600	270,100	314,700	344,200	374,300	425,700	465,100	527,300
	27	176,100	233,300	272,000	316,800	346,200	376,300	427,300	466,500	528,500
	28	177,800	235,100	273,900	318,900	348,200	378,300	428,900	467,900	529,700
	29	179,300	236,600	275,800	320,900	350,100	380,300	430,600	469,100	530,900
	30	181,100	238,100	277,700	323,000	352,000	382,200	431,900	469,900	531,800
	31	182,900	239,600	279,600	325,100	353,900	384,100	433,200	470,700	532,700
	32	184,700	241,100	281,500	327,200	355,800	386,000	434,500	471,500	533,600
	33	186,300	242,600	283,200	329,100	357,700	387,800	435,800	472,300	534,500
	34	187,800	244,100	285,100	331,100	359,500	389,500	437,100	473,100	535,400
	35	189,300	245,600	287,000	333,200	361,300	391,200	438,400	473,900	536,300
	36	190,800	247,200	288,900	335,300	363,100	392,900	439,600	474,700	537,200
	37	192,100	248,500	290,600	337,200	365,000	394,600	440,900	475,500	538,100
	38	193,400	250,100	292,400	339,200	366,400	395,800	441,800	476,300	539,000
	39	194,700	251,700	294,200	341,200	367,900	397,000	442,700	477,100	539,900
40	196,000	253,300	296,000	343,200	369,400	398,200	443,600	477,900	540,800	

41	197,400	254,700	297,900	345,100	370,900	399,400	444,400	478,700	541,700
42	198,700	256,100	299,600	347,000	372,100	400,600	445,200	479,400	
43	200,000	257,500	301,300	348,900	373,300	401,800	446,000	480,200	
44	201,300	258,900	303,000	350,800	374,500	403,000	446,800	481,000	
45	202,500	260,200	304,700	352,700	375,500	404,000	447,600	481,800	
46	203,800	261,600	306,400	354,300	376,400	404,700	448,400		
47	205,100	263,000	308,100	355,900	377,300	405,400	449,200		
48	206,400	264,400	309,800	357,500	378,200	406,100	450,000		
49	207,600	265,700	311,300	359,200	379,200	406,900	450,600		
50	208,700	266,900	312,900	360,400	380,000	407,600	451,400		
51	209,800	268,200	314,500	361,600	380,800	408,300	452,200		
52	210,900	269,500	316,100	362,800	381,600	409,000	453,000		
53	212,100	270,600	317,800	363,800	382,500	409,800	453,600		
54	213,100	271,900	319,400	364,900	383,200	410,500	454,400		
55	214,100	273,200	321,000	365,900	383,900	411,200	455,200		
56	215,100	274,500	322,600	367,000	384,600	411,900	456,000		
57	215,900	275,700	324,100	367,900	385,300	412,600	456,600		
58	216,900	276,800	325,300	368,600	386,000	413,300	457,400		
59	217,800	277,900	326,500	369,300	386,700	414,000	458,200		
60	218,800	279,000	327,700	370,000	387,400	414,700	459,000		
61	219,700	280,200	328,800	370,600	387,900	415,300	459,600		
62	220,700	281,200	329,800	371,300	388,600	416,000			
63	221,700	282,200	330,700	372,000	389,300	416,700			
64	222,700	283,200	331,700	372,700	390,000	417,400			
65	223,500	284,200	332,600	373,200	390,500	417,900			
66	224,500	285,100	333,400	373,900	391,200	418,500			
67	225,500	286,000	334,200	374,600	391,900	419,200			
68	226,600	286,900	335,000	375,300	392,600	419,900			
69	227,400	287,900	335,900	375,800	393,100	420,400			
70	228,200	288,700	336,600	376,500	393,800	421,100			
71	229,000	289,500	337,300	377,200	394,500	421,800			
72	229,800	290,300	338,000	377,900	395,200	422,500			
73	230,600	291,100	338,500	378,400	395,700	423,000			
74	231,300	291,600	339,100	379,100	396,400	423,700			
75	232,000	292,100	339,700	379,800	397,100	424,400			
76	232,700	292,600	340,300	380,500	397,800	425,100			
77	233,500	293,000	340,700	381,000	398,300	425,600			
78	234,300	293,400	341,200	381,600	399,000				
79	235,100	293,800	341,700	382,200	399,700				
80	235,900	294,200	342,200	382,800	400,400				
81	236,600	294,500	342,700	383,500	400,900				
82	237,300	294,900	343,200	384,100	401,600				
83	238,000	295,300	343,700	384,700	402,300				
84	238,700	295,700	344,200	385,300	403,000				
85	239,500	296,000	344,700	386,000	403,500				
86	240,200	296,400	345,200	386,600					
87	240,900	296,800	345,700	387,200					
88	241,600	297,200	346,200	387,800					

89	242,400	297,500	346,600	388,500					
90	242,900	297,900	347,100	389,100					
91	243,400	298,300	347,600	389,700					
92	243,900	298,700	348,100	390,300					
93	244,200	298,900	348,400	391,000					
94		299,300	348,900						
95		299,700	349,400						
96		300,100	349,900						
97		300,300	350,200						
98		300,700	350,700						
99		301,100	351,200						
100		301,500	351,700						
101		301,700	352,000						
102		302,100	352,400						
103		302,500	352,800						
104		302,900	353,200						
105		303,100	353,700						
106		303,500	354,100						
107		303,900	354,500						
108		304,300	354,900						
109		304,500	355,400						
110		304,900	355,800						
111		305,300	356,200						
112		305,700	356,600						
113		305,900	357,100						
114		306,300							
115		306,700							
116		307,100							
117		307,300							
118		307,600							
119		307,900							
120		308,200							
121		308,600							
122		308,900							
123		309,200							
124		309,500							
125		309,900							
再任用職員	187,000	214,700	259,100	279,400	295,000	321,100	364,100	398,500	450,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	205,100	265,900	316,700	408,500	546,500
	2	207,300	269,000	320,100	411,000	549,700
	3	209,500	272,100	323,600	413,500	552,900
	4	211,700	275,200	327,100	416,000	556,100
	5	213,800	278,300	330,700	418,600	559,200
	6	216,000	281,100	334,200	421,100	561,700
	7	218,200	283,900	337,700	423,600	564,200
	8	220,400	286,600	341,200	426,100	566,700
	9	222,700	289,400	344,800	428,400	569,200
	10	225,100	292,300	348,100	430,900	571,100
	11	227,500	295,200	351,400	433,400	573,000
	12	229,900	298,100	354,700	435,900	574,900
	13	232,200	300,700	358,000	438,200	576,700
	14	234,600	303,300	360,500	440,500	578,200
	15	237,000	305,800	363,100	442,900	579,700
	16	239,400	308,300	365,700	445,300	581,200
	17	241,600	310,700	368,400	447,800	582,700
	18	244,700	313,500	370,700	450,200	583,700
	19	247,800	316,300	373,000	452,600	584,700
	20	250,900	319,100	375,300	455,000	585,700
	21	254,000	321,700	377,500	457,500	586,800
	22	257,100	324,500	379,600	459,900	
	23	260,200	327,300	381,700	462,300	
	24	263,300	330,100	383,800	464,700	
	25	266,300	332,600	385,800	467,200	
	26	269,300	335,100	387,700	469,600	
	27	272,300	337,600	389,600	472,000	
	28	275,300	340,100	391,500	474,400	
	29	278,300	342,500	393,500	476,800	
	30	281,000	344,700	395,300	479,200	
	31	283,700	346,900	397,100	481,500	
	32	286,400	349,100	398,900	483,900	
	33	289,000	351,400	400,700	486,300	
	34	291,900	353,700	402,500	488,600	
	35	294,700	356,000	404,300	490,900	
	36	297,500	358,300	406,100	493,200	
	37	300,300	360,400	407,700	495,500	
	38	302,600	362,500	409,400	497,500	
	39	304,900	364,600	411,100	499,500	
	40	307,200	366,600	412,800	501,500	
	41	309,400	368,600	414,500	503,600	
	42	310,600	370,500	416,200	505,500	
	43	311,800	372,400	417,900	507,400	
44	313,000	374,300	419,600	509,300		

45	314,100	376,300	421,100	511,300
46	315,300	378,100	422,700	513,200
47	316,500	379,900	424,300	515,100
48	317,700	381,700	425,900	517,000
49	318,700	383,600	427,500	519,000
50	319,800	385,400	428,800	520,800
51	320,900	387,200	430,100	522,700
52	322,000	389,000	431,400	524,600
53	323,200	390,600	432,600	526,600
54	324,300	392,200	433,700	528,300
55	325,400	393,800	434,800	530,000
56	326,500	395,400	435,900	531,700
57	327,600	396,800	437,100	533,500
58	328,700	398,300	438,200	534,800
59	329,800	399,800	439,300	536,100
60	330,800	401,300	440,300	537,400
61	331,900	402,700	441,400	538,700
62	333,000	404,200	442,500	539,700
63	334,100	405,700	443,600	540,700
64	335,200	407,200	444,700	541,700
65	336,200	408,600	445,700	542,500
66	337,300	409,800	446,700	543,400
67	338,400	411,000	447,700	544,300
68	339,500	412,200	448,700	545,200
69	340,500	413,400	449,800	546,100
70	341,600	414,400	450,800	547,000
71	342,700	415,400	451,800	547,900
72	343,800	416,400	452,800	548,800
73	344,700	417,400	453,900	549,700
74	345,700	418,300	454,900	550,600
75	346,700	419,100	455,900	551,500
76	347,700	420,000	456,900	552,400
77	348,800	420,700	457,900	553,300
78	349,800	421,300	458,600	
79	350,800	421,900	459,300	
80	351,800	422,500	460,000	
81	352,800	423,100	460,800	
82	353,800	423,700	461,500	
83	354,800	424,300	462,200	
84	355,800	424,900	462,900	
85	356,700	425,400	463,400	
86	357,400	426,000	464,100	
87	358,100	426,600	464,800	
88	358,800	427,200	465,500	
89	359,600	427,700	466,000	
90	360,200	428,300		
91	360,800	428,900		
92	361,400	429,500		

	93	362,000	429,900			
	94	362,500	430,400			
	95	363,000	430,900			
	96	363,500	431,400			
	97	364,100	432,000			
	98	364,600	432,500			
	99	365,100	433,000			
	100	365,600	433,500			
	101	366,100	434,100			
	102	366,600	434,600			
	103	367,100	435,100			
	104	367,600	435,600			
	105	368,200	436,200			
	106	368,700				
	107	369,200				
	108	369,700				
	109	370,300				
	110	370,800				
	111	371,300				
	112	371,800				
	113	372,400				
	114	372,900				
	115	373,400				
	116	373,900				
	117	374,400				
	118	374,900				
	119	375,400				
	120	375,900				
	121	376,400				
	122	376,900				
	123	377,400				
	124	377,900				
	125	378,400				
	126	378,900				
	127	379,400				
	128	379,900				
	129	380,400				
再任用職員		287,200	299,500	322,100	408,500	546,500

備考 この表は、県立大学に勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	185,600	275,300	332,500	392,800
	2	137,300	188,000	278,100	334,700	395,700
	3	138,500	190,400	280,900	336,900	398,600
	4	139,600	192,800	283,700	339,100	401,400
	5	140,700	195,300	286,300	341,100	404,100
	6	142,000	197,600	289,100	343,200	407,000
	7	143,300	199,900	291,900	345,300	409,900
	8	144,600	202,200	294,700	347,400	412,800
	9	145,700	204,300	297,300	349,500	415,500
	10	147,400	206,600	300,100	351,600	418,300
	11	149,000	208,900	302,900	353,700	421,100
	12	150,600	211,200	305,700	355,800	423,900
	13	152,100	213,400	308,300	357,900	426,800
	14	154,000	215,800	311,100	359,800	429,600
	15	155,900	218,200	313,900	361,800	432,400
	16	157,900	220,600	316,700	363,800	435,200
	17	159,700	222,900	319,300	365,700	438,100
	18	161,800	225,800	321,600	367,700	440,800
	19	164,000	228,700	323,900	369,700	443,600
	20	166,100	231,600	326,200	371,700	446,400
	21	168,300	234,300	328,600	373,600	449,300
	22	170,700	237,100	330,700	375,600	452,000
	23	173,000	239,900	332,700	377,600	454,700
	24	175,300	242,700	334,800	379,600	457,400
	25	177,400	245,600	337,000	381,500	460,200
	26	179,500	248,300	338,900	383,500	462,800
	27	181,600	251,000	340,800	385,500	465,400
	28	183,700	253,700	342,700	387,500	468,000
	29	185,700	256,500	344,700	389,400	470,600
	30	187,500	258,900	346,400	391,400	473,200
	31	189,300	261,300	348,100	393,400	475,800
	32	191,100	263,700	349,800	395,400	478,400
	33	192,900	265,700	351,300	397,200	480,700
	34	194,800	268,200	352,800	399,000	483,200
	35	196,700	270,600	354,300	400,700	485,700
	36	198,600	273,000	355,800	402,500	488,200
	37	200,300	275,200	357,200	404,200	490,800
	38	202,200	277,100	358,600	405,800	493,300
	39	204,100	279,000	360,000	407,400	495,800
	40	206,000	280,900	361,400	409,000	498,300
	41	208,000	282,600	362,600	410,600	500,900
	42	209,900	283,900	363,900	412,200	503,200
	43	211,800	285,200	365,200	413,800	505,500
44	213,700	286,500	366,400	415,400	507,800	

45	215,600	287,500	367,700	417,000	509,900
46	217,600	288,800	369,000	418,600	511,500
47	219,600	290,100	370,300	420,200	513,100
48	221,600	291,400	371,600	421,800	514,700
49	223,400	292,800	372,700	423,200	516,400
50	225,400	294,100	374,000	424,700	517,900
51	227,400	295,400	375,300	426,200	519,300
52	229,400	296,700	376,600	427,700	520,800
53	231,200	297,900	377,700	429,200	522,100
54	233,200	299,200	378,800	430,600	523,300
55	235,200	300,500	379,900	432,000	524,500
56	237,200	301,800	381,000	433,400	525,700
57	238,900	302,900	381,900	434,600	526,900
58	240,400	304,100	382,800	436,000	527,900
59	241,800	305,300	383,700	437,400	528,900
60	243,300	306,500	384,600	438,800	529,900
61	244,600	307,600	385,300	439,900	531,000
62	246,000	308,700	386,200	440,900	531,900
63	247,400	309,800	387,100	441,900	532,800
64	248,800	310,900	388,000	442,900	533,700
65	250,300	312,100	388,700	443,800	534,700
66	251,700	313,200	389,500	444,700	535,600
67	253,100	314,300	390,300	445,600	536,500
68	254,500	315,400	391,100	446,500	537,400
69	255,800	316,600	391,900	447,200	538,400
70	257,300	317,700	392,600	448,100	539,300
71	258,800	318,800	393,300	449,000	540,200
72	260,300	319,900	394,000	449,900	541,100
73	261,700	321,000	394,800	450,600	542,100
74	263,100	322,100	395,500		
75	264,500	323,200	396,200		
76	265,900	324,300	396,900		
77	267,000	325,400	397,700		
78	268,300	326,400	398,400		
79	269,600	327,400	399,100		
80	270,900	328,400	399,800		
81	272,300	329,500	400,500		
82	273,600	330,300	401,200		
83	274,900	331,000	401,900		
84	276,200	331,800	402,600		
85	277,400	332,700	403,200		
86	278,700	333,300	403,900		
87	280,000	333,900	404,600		
88	281,300	334,500	405,300		
89	282,400	334,900	405,900		
90	283,600	335,500			
91	284,800	336,100			
92	286,000	336,700			

	93	287,100	337,100			
	94	288,100	337,600			
	95	289,100	338,100			
	96	290,100	338,600			
	97	290,900	339,200			
	98	291,800	339,700			
	99	292,700	340,200			
	100	293,600	340,700			
	101	294,500	341,300			
	102	295,200	341,800			
	103	295,900	342,300			
	104	296,600	342,800			
	105	297,400	343,400			
	106	297,900	343,900			
	107	298,400	344,400			
	108	298,900	344,900			
	109	299,400	345,500			
	110	299,800	346,000			
	111	300,200	346,500			
	112	300,600	347,000			
	113	301,000	347,600			
	114	301,400	348,100			
	115	301,800	348,600			
	116	302,200	349,100			
	117	302,600	349,700			
	118	303,000	350,200			
	119	303,400	350,700			
	120	303,800	351,200			
	121	304,100	351,800			
再任用職員		217,000	262,700	288,800	332,500	392,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,800	178,700	214,100	242,400	280,200	329,200	376,400
	2	142,200	180,300	215,700	244,000	282,400	331,300	379,100
	3	143,600	181,900	217,300	245,600	284,600	333,500	381,800
	4	145,000	183,500	218,900	247,200	286,800	335,700	384,500
	5	146,200	185,000	220,500	248,600	289,000	337,900	387,100
	6	148,000	186,600	222,200	250,200	291,200	340,100	389,800
	7	149,700	188,200	223,900	251,700	293,400	342,300	392,500
	8	151,400	189,800	225,600	253,300	295,600	344,500	395,200
	9	153,100	191,400	227,300	254,800	297,700	346,500	397,800
	10	154,800	193,100	229,100	256,400	299,900	348,700	400,200
	11	156,500	194,800	230,900	257,900	302,100	350,900	402,700
	12	158,300	196,500	232,600	259,400	304,300	353,100	405,200
	13	159,800	198,100	234,400	260,900	306,600	355,100	407,500
	14	161,700	199,700	236,000	262,800	308,700	357,200	409,700
	15	163,700	201,300	237,600	264,700	310,800	359,300	411,900
	16	165,600	202,900	239,200	266,500	312,900	361,400	414,100
	17	167,500	204,500	240,600	268,200	315,100	363,400	416,200
	18	169,400	206,200	242,200	270,100	317,200	365,500	418,300
	19	171,300	207,900	243,700	272,000	319,300	367,500	420,400
	20	173,200	209,600	245,300	273,900	321,400	369,600	422,500
	21	175,100	211,100	246,800	275,700	323,600	371,500	424,400
	22	176,600	212,700	248,400	277,600	325,600	373,600	426,000
	23	178,100	214,300	249,900	279,500	327,600	375,700	427,600
	24	179,600	215,900	251,400	281,400	329,600	377,800	429,200
	25	181,200	217,500	252,900	283,400	331,600	379,700	430,800
	26	182,700	219,100	254,600	285,300	333,600	381,600	432,100
	27	184,200	220,700	256,300	287,200	335,600	383,500	433,400
	28	185,700	222,300	258,000	289,100	337,600	385,400	434,700
	29	187,300	223,900	259,700	291,100	339,600	387,200	436,100
	30	188,600	225,600	261,500	293,000	341,500	389,000	437,400
	31	189,900	227,300	263,300	294,900	343,400	390,800	438,700
	32	191,200	229,000	265,100	296,800	345,300	392,600	439,900
	33	192,600	230,600	266,600	298,600	347,100	394,200	441,300
	34	194,000	232,200	268,400	300,400	349,000	395,500	442,600
	35	195,400	233,700	270,200	302,200	350,900	396,800	443,900
	36	196,800	235,300	272,000	304,000	352,800	398,100	445,200
	37	198,000	236,900	273,700	305,700	354,600	399,200	446,600
	38	199,300	238,500	275,400	307,400	356,300	400,400	447,400
	39	200,600	240,100	277,100	309,100	358,000	401,600	448,200
	40	201,900	241,700	278,800	310,800	359,700	402,800	449,000
	41	203,100	243,200	280,500	312,600	361,300	403,900	449,600
	42	204,300	244,700	282,200	314,300	362,600	404,700	450,400
	43	205,500	246,200	283,900	316,000	363,900	405,500	451,200
44	206,700	247,700	285,600	317,700	365,200	406,300	452,000	

45	208,000	249,100	287,300	319,200	366,400	406,900	452,600
46	209,100	250,700	289,000	320,800	367,600	407,600	453,400
47	210,200	252,300	290,700	322,400	368,800	408,300	454,200
48	211,300	253,900	292,400	324,000	370,000	409,000	455,000
49	212,400	255,500	293,900	325,500	371,200	409,800	455,600
50	213,400	256,900	295,500	326,800	372,200	410,500	456,400
51	214,400	258,300	297,100	328,100	373,200	411,200	457,200
52	215,400	259,700	298,700	329,400	374,200	411,900	458,000
53	216,200	261,000	300,100	330,500	375,000	412,600	458,600
54	217,200	262,400	301,600	331,500	375,900	413,300	
55	218,100	263,800	303,100	332,600	376,800	414,000	
56	219,100	265,200	304,600	333,700	377,700	414,700	
57	220,000	266,300	306,200	334,600	378,500	415,300	
58	220,900	267,600	307,600	335,600	379,300	416,000	
59	221,800	268,900	309,000	336,600	380,100	416,700	
60	222,700	270,200	310,400	337,600	380,900	417,400	
61	223,700	271,300	311,700	338,400	381,500	417,900	
62	224,700	272,600	313,000	339,100	382,200	418,500	
63	225,700	273,900	314,300	339,800	382,900	419,200	
64	226,800	275,200	315,600	340,500	383,600	419,900	
65	227,500	276,400	317,000	341,200	384,200	420,400	
66	228,400	277,500	317,800	341,900	384,900		
67	229,300	278,600	318,600	342,600	385,600		
68	230,200	279,700	319,400	343,300	386,300		
69	230,900	280,800	320,300	344,000	386,800		
70	231,600	281,900	321,100	344,600	387,400		
71	232,300	283,000	321,900	345,200	388,000		
72	233,000	284,100	322,700	345,800	388,600		
73	233,800	285,200	323,500	346,300	389,300		
74	234,600	286,000	324,100	346,900	389,900		
75	235,400	286,800	324,700	347,500	390,500		
76	236,200	287,600	325,300	348,100	391,100		
77	236,800	288,400	326,000	348,600	391,800		
78	237,400	289,000	326,500	349,100	392,400		
79	238,000	289,600	327,000	349,600	393,000		
80	238,600	290,200	327,500	350,100	393,600		
81	239,100	290,900	328,100	350,500	394,300		
82	239,500	291,400	328,600	350,900	394,900		
83	239,900	291,900	329,100	351,300	395,500		
84	240,300	292,400	329,600	351,700	396,100		
85	240,800	292,800	330,200	352,200	396,800		
86		293,100	330,600	352,600			
87		293,400	330,900	353,000			
88		293,700	331,300	353,400			
89		294,100	331,800	353,900			
90		294,400	332,200	354,300			
91		294,700	332,600	354,700			
92		295,000	333,000	355,100			

	93		295,400	333,500	355,600			
	94		295,700	333,900	356,000			
	95		296,000	334,300	356,400			
	96		296,300	334,700	356,800			
	97		296,700	334,900	357,300			
	98		297,000	335,300	357,700			
	99		297,300	335,700	358,100			
	100		297,600	336,100	358,500			
	101		298,000	336,300	359,000			
	102		298,300	336,700	359,400			
	103		298,600	337,100	359,800			
	104		298,900	337,500	360,200			
	105		299,200	337,700	360,700			
	106			338,100				
	107			338,500				
	108			338,900				
	109			339,100				
	110			339,500				
	111			339,900				
	112			340,300				
	113			340,500				
再任用職員		188,000	214,900	247,300	260,900	287,300	329,200	372,600

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,800	181,000	229,800	255,200	286,100	332,600
	2	155,200	183,100	231,600	256,400	288,100	334,800
	3	156,700	185,200	233,400	257,700	290,100	337,000
	4	158,100	187,300	235,200	259,000	292,100	339,200
	5	159,500	189,400	236,800	260,100	293,900	341,400
	6	161,000	191,800	238,300	261,500	295,800	343,600
	7	162,500	194,100	239,800	262,800	297,700	345,800
	8	164,000	196,400	241,300	264,200	299,600	348,000
	9	165,300	198,800	242,700	265,600	301,600	350,000
	10	167,000	200,200	244,100	266,900	303,500	352,100
	11	168,600	201,600	245,500	268,500	305,400	354,200
	12	170,200	203,000	246,900	270,100	307,300	356,300
	13	171,700	204,400	248,200	271,700	309,100	358,500
	14	173,700	205,900	249,500	273,300	310,900	360,600
	15	175,700	207,400	250,800	274,900	312,700	362,700
	16	177,700	208,900	252,100	276,500	314,500	364,800
	17	179,900	210,300	253,100	278,100	316,400	366,900
	18	182,000	211,800	254,500	279,600	318,100	369,000
	19	184,100	213,300	255,800	281,100	319,800	371,100
	20	186,200	214,800	257,100	282,600	321,500	373,200
	21	188,300	216,200	258,300	284,200	323,200	375,400
	22	190,500	217,900	259,700	285,800	324,800	377,600
	23	192,700	219,600	261,100	287,400	326,400	379,800
	24	194,900	221,300	262,500	289,000	328,000	382,000
	25	197,000	222,800	264,000	290,400	329,700	384,000
	26	198,300	224,500	265,600	292,200	331,200	386,000
	27	199,600	226,200	267,100	294,000	332,800	388,000
	28	200,900	227,900	268,700	295,800	334,400	390,000
	29	202,100	229,700	270,300	297,400	336,100	392,000
	30	203,400	231,200	271,900	299,100	337,700	393,900
	31	204,700	232,700	273,500	300,800	339,300	395,800
	32	206,000	234,200	275,100	302,500	340,900	397,700
	33	207,300	235,700	276,700	304,000	342,600	399,400
	34	208,600	237,100	278,200	305,600	344,200	401,200
	35	209,900	238,500	279,700	307,200	345,800	403,000
	36	211,200	239,900	281,200	308,800	347,400	404,800
	37	212,600	241,200	282,800	310,400	349,100	406,700
	38	214,000	242,500	284,300	312,000	350,700	408,500
	39	215,400	243,800	285,800	313,600	352,300	410,300
	40	216,800	245,100	287,300	315,200	353,900	412,100
	41	218,000	246,100	288,900	316,800	355,500	413,800
	42	219,400	247,400	290,500	318,300	357,100	415,500
	43	220,800	248,600	292,100	319,800	358,700	417,200
44	222,200	249,900	293,700	321,300	360,300	418,800	

45	223,600	251,100	295,100	322,800	361,900	420,300
46	225,100	252,500	296,600	324,300	363,400	421,900
47	226,600	253,900	298,100	325,800	364,900	423,500
48	228,100	255,300	299,600	327,300	366,300	425,100
49	229,400	256,700	301,000	328,600	367,800	426,800
50	230,800	258,200	302,400	330,000	369,200	428,400
51	232,200	259,600	303,800	331,300	370,600	430,000
52	233,600	261,000	305,200	332,700	372,000	431,600
53	234,900	262,500	306,700	334,200	373,500	433,100
54	236,200	264,100	308,100	335,600	374,700	434,600
55	237,500	265,700	309,500	337,000	375,900	436,100
56	238,800	267,200	310,900	338,400	377,100	437,600
57	240,000	268,800	312,300	339,600	378,400	438,900
58	241,300	270,400	313,700	341,000	379,400	439,800
59	242,500	272,000	315,100	342,400	380,400	440,700
60	243,800	273,600	316,500	343,800	381,400	441,600
61	245,000	275,200	317,700	345,000	382,200	442,500
62	246,300	276,700	319,000	346,300	383,000	443,400
63	247,600	278,200	320,300	347,600	383,800	444,300
64	248,900	279,700	321,600	348,900	384,600	445,200
65	250,100	281,300	322,900	350,100	385,500	446,100
66	251,400	282,800	324,200	351,300	386,300	446,900
67	252,800	284,300	325,500	352,500	387,100	447,700
68	254,200	285,800	326,800	353,700	387,900	448,500
69	255,300	287,100	327,900	354,700	388,700	449,300
70	256,600	288,600	329,100	355,800	389,400	
71	257,900	290,100	330,300	356,900	390,100	
72	259,200	291,600	331,400	358,000	390,800	
73	260,600	292,900	332,700	359,000	391,600	
74	261,900	294,300	333,900	360,100	392,200	
75	263,200	295,700	335,100	361,200	392,800	
76	264,500	297,100	336,300	362,300	393,400	
77	265,600	298,600	337,500	363,200	394,000	
78	266,800	299,900	338,700	364,000	394,600	
79	268,100	301,200	339,900	364,800	395,200	
80	269,400	302,500	341,100	365,600	395,800	
81	270,500	303,600	342,200	366,300	396,300	
82	271,600	304,900	343,300	366,900	396,900	
83	272,700	306,200	344,400	367,500	397,500	
84	273,800	307,500	345,500	368,100	398,100	
85	274,700	308,600	346,600	368,800	398,600	
86	275,800	309,800	347,600	369,400	399,200	
87	276,900	311,000	348,600	370,000	399,800	
88	278,000	312,200	349,600	370,600	400,400	
89	279,100	313,500	350,700	371,100	400,900	
90	280,100	314,700	351,500	371,700	401,500	
91	281,100	315,900	352,300	372,300	402,100	
92	282,100	317,100	353,100	372,900	402,700	

93	283, 100	318, 300	353, 900	373, 400	403, 200
94	284, 100	319, 100	354, 600	373, 900	
95	285, 100	319, 900	355, 300	374, 400	
96	286, 100	320, 700	356, 000	374, 900	
97	287, 200	321, 400	356, 500	375, 500	
98	288, 100	322, 100	357, 000	376, 000	
99	289, 000	322, 800	357, 500	376, 500	
100	289, 900	323, 500	358, 000	377, 000	
101	290, 700	324, 000	358, 600	377, 600	
102	291, 500	324, 600	359, 100	378, 100	
103	292, 300	325, 200	359, 600	378, 600	
104	293, 100	325, 800	360, 100	379, 100	
105	293, 800	326, 200	360, 700	379, 700	
106	294, 300	326, 700	361, 200	380, 200	
107	294, 800	327, 200	361, 700	380, 700	
108	295, 300	327, 700	362, 200	381, 200	
109	295, 800	328, 200	362, 700	381, 800	
110	296, 200	328, 600	363, 200	382, 300	
111	296, 600	329, 000	363, 700	382, 800	
112	297, 000	329, 400	364, 200	383, 300	
113	297, 400	329, 800	364, 700	383, 900	
114	297, 800	330, 200	365, 200		
115	298, 200	330, 600	365, 700		
116	298, 600	330, 900	366, 100		
117	298, 900	331, 200	366, 500		
118	299, 300	331, 600	367, 000		
119	299, 700	332, 000	367, 500		
120	300, 100	332, 400	368, 000		
121	300, 400	332, 600	368, 400		
122	300, 800	333, 000	368, 900		
123	301, 200	333, 400	369, 400		
124	301, 600	333, 800	369, 900		
125	301, 800	334, 100	370, 300		
126	302, 200	334, 500			
127	302, 600	334, 900			
128	303, 000	335, 300			
129	303, 200	335, 600			
130	303, 600	336, 000			
131	304, 000	336, 400			
132	304, 400	336, 800			
133	304, 600	337, 100			
134	305, 000	337, 500			
135	305, 400	337, 900			
136	305, 800	338, 300			
137	306, 000	338, 600			
138	306, 400	339, 000			
139	306, 800	339, 400			
140	307, 200	339, 800			

141	307,400	340,100				
142	307,800	340,500				
143	308,200	340,900				
144	308,600	341,300				
145	308,800	341,600				
146	309,200	342,000				
147	309,600	342,400				
148	310,000	342,800				
149	310,200	343,100				
150	310,500	343,500				
151	310,800	343,900				
152	311,100	344,300				
153	311,500	344,600				
154	311,800					
155	312,100					
156	312,400					
157	312,800					
158	313,100					
159	313,400					
160	313,700					
161	314,100					
162	314,400					
163	314,700					
164	315,000					
165	315,400					
166	315,700					
167	316,000					
168	316,300					
169	316,700					
再任用職員	234,600	259,400	266,800	277,300	294,500	332,600

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,300	164,900	254,600	286,100	413,900
	2	150,800	167,000	257,400	289,200	415,500
	3	152,300	169,100	260,200	292,300	417,100
	4	153,800	171,300	263,000	295,400	418,700
	5	155,400	173,300	265,600	298,100	420,400
	6	157,300	175,500	268,300	301,200	422,000
	7	159,100	177,700	270,900	304,300	423,600
	8	160,900	179,900	273,500	307,400	425,200
	9	162,700	182,200	276,100	310,400	426,700
	10	164,800	185,000	278,800	313,300	428,100
	11	166,800	187,700	281,500	316,200	429,500
	12	168,800	190,400	284,200	319,100	430,900
	13	170,800	193,300	286,900	321,900	432,300
	14	173,000	195,000	289,600	324,200	433,700
	15	175,200	196,700	292,300	326,500	435,100
	16	177,400	198,400	295,000	328,800	436,500
	17	179,700	200,200	297,700	331,100	437,800
	18	182,300	201,900	300,400	333,400	439,200
	19	184,800	203,600	303,100	335,700	440,500
	20	187,300	205,300	305,800	338,000	441,900
	21	189,800	207,100	308,500	340,300	443,200
	22	191,500	209,000	311,200	342,600	444,600
	23	193,200	210,900	313,900	344,900	446,000
	24	194,900	212,800	316,600	347,200	447,400
	25	196,400	214,500	319,300	349,400	448,700
	26	198,000	216,500	321,700	351,300	450,000
	27	199,600	218,500	324,100	353,200	451,300
	28	201,200	220,500	326,500	355,100	452,600
	29	202,900	222,400	328,900	357,000	453,900
	30	204,600	225,100	331,000	358,900	455,100
	31	206,300	227,800	333,200	360,700	456,300
	32	208,000	230,500	335,400	362,600	457,500
	33	209,500	233,300	337,600	364,400	458,700
	34	211,200	236,200	339,700	366,200	459,600
	35	212,900	239,100	341,800	368,000	460,500
	36	214,600	242,000	343,900	369,800	461,400
	37	216,200	244,800	346,000	371,700	462,300
	38	217,900	247,600	348,000	373,300	
	39	219,600	250,400	350,000	374,900	
	40	221,300	253,200	352,000	376,500	
	41	223,100	256,000	354,000	378,200	
	42	224,900	258,600	355,800	379,800	
	43	226,700	261,200	357,600	381,400	
44	228,500	263,800	359,400	383,000		

45	230,400	266,200	361,200	384,600
46	232,100	268,800	362,900	386,200
47	233,800	271,300	364,600	387,800
48	235,500	273,800	366,200	389,400
49	237,200	276,300	367,900	390,900
50	238,900	278,900	369,600	392,400
51	240,600	281,500	371,300	393,900
52	242,300	284,100	373,000	395,400
53	243,600	286,600	374,700	397,000
54	245,300	289,200	376,200	398,400
55	246,900	291,700	377,700	399,700
56	248,600	294,200	379,200	401,100
57	250,100	296,500	380,700	402,600
58	251,600	299,200	382,100	404,000
59	253,100	301,900	383,500	405,400
60	254,600	304,600	384,900	406,800
61	256,200	307,100	386,300	408,100
62	257,700	309,600	387,600	409,500
63	259,200	312,100	388,900	410,900
64	260,600	314,600	390,200	412,300
65	261,900	317,000	391,500	413,500
66	263,500	319,200	392,700	414,700
67	265,100	321,400	393,900	415,900
68	266,600	323,600	395,100	417,100
69	268,300	325,900	396,300	418,200
70	269,800	328,100	397,500	419,400
71	271,300	330,300	398,700	420,600
72	272,800	332,400	399,900	421,800
73	274,100	334,600	401,100	422,800
74	275,400	336,800	402,200	423,600
75	276,700	339,000	403,300	424,400
76	278,000	341,200	404,400	425,200
77	279,400	343,200	405,500	426,100
78	280,600	345,100	406,500	426,900
79	281,800	347,000	407,500	427,700
80	283,000	348,900	408,500	428,500
81	284,300	350,700	409,500	429,300
82	285,500	352,500	410,300	430,000
83	286,700	354,300	411,100	430,700
84	287,900	356,100	411,900	431,400
85	289,000	357,800	412,700	432,100
86	290,000	359,500	413,500	432,800
87	291,000	361,200	414,300	433,500
88	292,000	362,900	415,100	434,200
89	293,100	364,600	415,900	434,900
90	294,000	365,900	416,600	435,600
91	294,900	367,300	417,300	436,300
92	295,800	368,700	418,000	437,000

93	296,500	370,200	418,600	437,500
94	297,300	371,500	419,300	
95	298,100	372,800	420,000	
96	298,900	374,100	420,700	
97	299,800	375,500	421,400	
98	300,600	376,600	422,000	
99	301,400	377,700	422,600	
100	302,200	378,800	423,100	
101	303,100	380,000	423,600	
102	303,600	381,100	424,200	
103	304,100	382,200	424,800	
104	304,600	383,300	425,300	
105	305,100	384,300	425,800	
106	305,500	385,300	426,400	
107	305,900	386,300	427,000	
108	306,300	387,300	427,500	
109	306,500	388,200	428,000	
110	306,900	389,200		
111	307,300	390,200		
112	307,700	391,200		
113	307,900	392,000		
114	308,200	392,900		
115	308,500	393,800		
116	308,800	394,700		
117	309,100	395,700		
118	309,400	396,500		
119	309,700	397,300		
120	310,000	398,100		
121	310,200	398,900		
122	310,500	399,700		
123	310,800	400,500		
124	311,100	401,300		
125	311,300	402,000		
126		402,700		
127		403,400		
128		404,100		
129		404,900		
130		405,600		
131		406,300		
132		407,000		
133		407,500		
134		408,100		
135		408,700		
136		409,300		
137		409,700		
138		410,300		
139		410,900		
140		411,500		

	141		411,900			
	142		412,500			
	143		413,100			
	144		413,700			
	145		414,100			
	146		414,700			
	147		415,300			
	148		415,900			
	149		416,300			
再任用職員		226,500	276,000	303,700	330,900	413,900

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,300	193,300	254,600	331,100	424,300
	2	150,800	195,000	257,400	333,400	426,200
	3	152,300	196,700	260,200	335,700	428,100
	4	153,800	198,400	263,000	338,000	430,000
	5	155,400	200,200	265,600	340,300	431,900
	6	157,300	201,900	268,300	342,600	433,800
	7	159,100	203,600	270,900	344,900	435,700
	8	160,900	205,300	273,500	347,200	437,600
	9	162,700	207,100	276,100	349,400	439,400
	10	164,800	209,000	278,800	351,600	441,200
	11	166,800	210,900	281,500	353,800	443,100
	12	168,800	212,800	284,200	356,000	445,000
	13	170,800	214,500	286,900	358,200	446,800
	14	173,000	216,500	289,600	360,200	448,700
	15	175,200	218,500	292,300	362,300	450,600
	16	177,400	220,500	295,000	364,400	452,500
	17	179,700	222,400	297,700	366,400	454,300
	18	182,300	225,100	300,400	368,400	456,200
	19	184,800	227,800	303,100	370,400	458,100
	20	187,300	230,500	305,800	372,400	460,000
	21	189,800	233,300	308,500	374,500	461,800
	22	191,500	236,200	311,200	376,500	463,700
	23	193,200	239,100	313,900	378,500	465,600
	24	194,900	242,000	316,600	380,500	467,500
	25	196,400	244,800	319,300	382,400	469,300
	26	198,100	247,600	321,700	384,400	471,000
	27	199,800	250,400	324,100	386,400	472,700
	28	201,500	253,200	326,500	388,400	474,400
	29	203,000	256,000	328,900	390,300	476,200
	30	204,700	258,600	331,000	392,300	477,900
	31	206,400	261,200	333,200	394,300	479,500
	32	208,100	263,800	335,400	396,300	481,200
	33	209,700	266,200	337,600	398,200	482,900
	34	211,500	268,800	339,800	399,900	483,900
	35	213,300	271,300	342,000	401,700	484,900
	36	215,100	273,800	344,200	403,500	485,900
	37	216,800	276,300	346,400	405,100	487,000
	38	218,600	278,900	348,600	406,700	
	39	220,400	281,500	350,800	408,300	
	40	222,200	284,100	353,000	409,900	
	41	224,100	286,600	355,200	411,600	
	42	225,900	289,200	357,300	413,200	
	43	227,700	291,700	359,400	414,800	
44	229,500	294,200	361,500	416,400		

45	231,400	296,500	363,600	418,100
46	233,100	299,200	365,700	419,700
47	234,800	301,900	367,700	421,300
48	236,500	304,600	369,800	422,900
49	238,100	307,100	371,900	424,600
50	239,800	309,600	373,900	426,200
51	241,500	312,100	375,900	427,800
52	243,200	314,600	377,900	429,400
53	244,600	317,000	379,900	431,100
54	246,300	319,200	381,700	432,700
55	247,900	321,400	383,500	434,300
56	249,600	323,600	385,300	435,900
57	251,100	325,900	387,100	437,600
58	252,700	328,100	388,800	439,200
59	254,300	330,300	390,500	440,700
60	255,900	332,400	392,200	442,300
61	257,500	334,600	393,900	444,000
62	259,100	336,800	395,400	445,600
63	260,700	339,000	396,900	447,200
64	262,200	341,200	398,400	448,800
65	263,700	343,400	399,900	450,500
66	265,400	345,600	401,400	452,100
67	267,000	347,800	402,900	453,700
68	268,700	350,000	404,400	455,300
69	270,200	352,000	405,900	456,900
70	271,700	354,100	407,300	458,500
71	273,200	356,200	408,700	460,100
72	274,700	358,300	410,100	461,700
73	276,000	360,300	411,500	463,200
74	277,400	362,300	412,900	464,200
75	278,800	364,300	414,300	465,200
76	280,200	366,200	415,700	466,200
77	281,600	368,200	417,100	467,000
78	282,800	369,900	418,500	
79	284,000	371,600	419,800	
80	285,200	373,300	421,200	
81	286,500	375,000	422,600	
82	287,700	376,500	423,900	
83	288,900	378,000	425,200	
84	290,100	379,500	426,500	
85	291,400	381,000	427,800	
86	292,600	382,500	429,000	
87	293,800	384,000	430,200	
88	295,000	385,500	431,400	
89	296,200	387,000	432,600	
90	297,400	388,400	433,700	
91	298,600	389,800	434,800	
92	299,800	391,200	435,900	

93	300,800	392,700	437,000
94	302,000	394,000	438,100
95	303,200	395,300	439,200
96	304,400	396,600	440,300
97	305,400	398,000	441,400
98	306,500	399,100	442,200
99	307,600	400,200	443,000
100	308,700	401,300	443,800
101	309,600	402,400	444,600
102	310,700	403,500	445,200
103	311,800	404,600	445,800
104	312,900	405,700	446,400
105	313,800	406,600	447,000
106	314,700	407,600	447,600
107	315,600	408,600	448,200
108	316,500	409,600	448,800
109	317,500	410,500	449,400
110	318,100	411,400	
111	318,700	412,300	
112	319,300	413,200	
113	320,000	413,900	
114	320,500	414,700	
115	321,000	415,500	
116	321,500	416,300	
117	322,100	417,100	
118	322,600	417,900	
119	323,100	418,600	
120	323,600	419,400	
121	324,200	420,200	
122	324,700	420,700	
123	325,200	421,200	
124	325,700	421,700	
125	326,300	422,100	
126	326,700	422,600	
127	327,100	423,100	
128	327,500	423,600	
129	327,800	424,000	
130	328,200	424,500	
131	328,600	425,000	
132	329,000	425,500	
133	329,200	425,900	
134	329,500	426,400	
135	329,800	426,900	
136	330,100	427,400	
137	330,500	427,800	
138	330,700		
139	331,000		
140	331,300		

	141	331,600				
	142	331,900				
	143	332,200				
	144	332,500				
	145	332,800				
	146	333,100				
	147	333,400				
	148	333,700				
	149	333,900				
	150	334,200				
	151	334,500				
	152	334,800				
	153	335,000				
再任用職員		235,400	279,400	308,800	337,800	424,300

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,600	174,100	200,700	240,600	292,100	320,100	349,600	385,800	429,200
	2	160,300	175,900	202,700	242,400	294,400	322,400	351,900	388,000	431,100
	3	162,000	177,700	204,700	244,200	296,700	324,700	354,200	390,200	433,000
	4	163,700	179,500	206,700	246,000	299,000	327,000	356,500	392,400	434,900
	5	165,200	181,400	208,700	247,900	301,100	329,400	358,600	394,600	436,700
	6	167,100	183,700	210,700	249,800	303,400	331,600	360,800	396,700	438,600
	7	168,900	186,000	212,700	251,700	305,700	333,900	363,000	398,800	440,400
	8	170,800	188,300	214,700	253,600	308,000	336,200	365,200	400,800	442,300
	9	172,500	190,500	216,800	255,300	310,100	338,300	367,300	402,700	444,000
	10	174,200	193,100	218,600	257,200	312,400	340,600	369,500	404,800	445,800
	11	175,900	195,600	220,400	259,100	314,700	342,900	371,700	406,900	447,600
	12	177,600	198,100	222,200	260,900	317,000	345,200	373,900	409,000	449,400
	13	179,500	200,500	224,100	262,600	319,100	347,300	376,100	410,900	451,000
	14	181,600	202,300	226,000	264,200	321,400	349,500	378,300	413,000	452,800
	15	183,700	204,100	227,900	265,800	323,700	351,700	380,500	415,100	454,600
	16	185,800	205,900	229,800	267,300	326,000	353,900	382,700	417,200	456,400
	17	188,000	207,800	231,500	268,600	328,100	356,200	384,800	419,300	458,000
	18	190,400	209,700	233,300	270,500	330,400	358,300	386,900	421,200	459,800
	19	192,800	211,600	235,100	272,300	332,600	360,400	389,000	423,100	461,600
	20	195,200	213,500	236,900	274,100	334,900	362,500	391,100	425,000	463,400
	21	197,700	215,200	238,700	275,700	337,000	364,700	393,000	426,800	465,000
	22	199,500	217,000	240,200	277,600	339,100	366,700	395,100	428,500	466,800
	23	201,300	218,800	241,700	279,500	341,200	368,800	397,200	430,200	468,600
	24	203,100	220,600	243,200	281,400	343,300	370,900	399,300	431,900	470,400
	25	205,000	222,300	244,700	283,100	345,500	373,100	401,200	433,500	472,000
	26	206,800	224,000	246,300	285,300	347,600	375,200	403,300	435,100	473,500
	27	208,600	225,700	247,900	287,500	349,700	377,300	405,400	436,700	475,000
	28	210,400	227,400	249,500	289,700	351,800	379,400	407,500	438,300	476,500
	29	212,300	229,000	250,900	292,000	354,000	381,500	409,400	439,600	477,900
	30	214,100	230,800	252,300	294,000	356,100	383,600	411,300	441,300	478,700
	31	215,900	232,600	253,800	296,000	358,200	385,700	413,200	443,000	479,400
	32	217,700	234,400	255,300	298,000	360,300	387,800	415,100	444,700	480,200
	33	219,400	236,000	256,500	299,900	362,300	389,700	417,100	446,200	480,800
	34	221,100	237,600	258,000	301,800	364,400	391,800	418,700	447,900	481,600
	35	222,800	239,200	259,400	303,700	366,400	393,900	420,400	449,600	482,400
	36	224,500	240,800	260,900	305,600	368,500	396,000	422,100	451,300	483,200
	37	226,100	242,300	262,200	307,600	370,500	397,900	423,700	452,800	483,800
	38	227,900	243,800	263,700	309,500	372,600	399,500	425,200	453,600	484,600
	39	229,700	245,300	265,200	311,400	374,700	401,100	426,700	454,400	485,400
	40	231,500	246,800	266,600	313,300	376,800	402,700	428,200	455,200	486,200
	41	233,100	248,300	268,000	315,200	378,800	404,200	429,800	455,800	486,800
	42	234,600	249,700	269,700	317,100	380,900	405,400	431,100	456,500	487,600
	43	236,100	251,200	271,400	319,000	383,000	406,600	432,400	457,200	488,400
44	237,600	252,700	273,000	320,900	385,100	407,800	433,700	457,900	489,200	

45	239,100	253,900	274,500	322,800	387,000	409,100	435,000	458,700	489,800
46	240,400	255,400	276,200	324,700	388,800	410,300	435,800	459,400	
47	241,700	256,800	277,900	326,600	390,600	411,500	436,600	460,100	
48	243,000	258,300	279,600	328,500	392,400	412,700	437,400	460,800	
49	244,100	259,600	281,400	330,300	394,200	414,000	438,100	461,500	
50	245,500	261,100	283,100	331,900	395,400	414,800	438,900	462,200	
51	247,000	262,600	284,800	333,600	396,600	415,600	439,700	462,900	
52	248,500	264,100	286,500	335,300	397,800	416,400	440,500	463,600	
53	249,700	265,400	288,200	337,000	399,100	417,100	441,100	464,300	
54	251,200	267,000	290,000	338,800	400,300	417,800	441,800	465,000	
55	252,600	268,700	291,800	340,600	401,500	418,500	442,500	465,700	
56	254,100	270,300	293,600	342,400	402,700	419,100	443,200	466,400	
57	255,400	271,700	295,200	344,000	404,000	419,900	443,900	467,100	
58	256,700	273,400	297,000	345,700	404,800	420,500	444,600	467,800	
59	258,000	275,100	298,800	347,400	405,600	421,100	445,300	468,500	
60	259,300	276,800	300,600	349,100	406,400	421,700	446,000	469,200	
61	260,600	278,400	302,200	350,800	407,100	422,300	446,700	469,900	
62	262,000	280,000	304,000	352,500	407,800	422,900	447,300		
63	263,400	281,600	305,800	354,200	408,500	423,500	447,900		
64	264,800	283,200	307,600	355,900	409,200	424,100	448,500		
65	266,200	284,800	309,200	357,600	409,700	424,700	449,200		
66	267,500	286,300	310,900	359,200	410,400	425,300	449,800		
67	268,900	287,800	312,600	360,800	411,100	425,900	450,400		
68	270,300	289,300	314,300	362,400	411,800	426,500	451,000		
69	271,500	290,900	315,900	363,900	412,300	427,100	451,700		
70	272,900	292,500	317,400	365,400	412,900	427,700	452,300		
71	274,300	294,100	318,900	366,800	413,500	428,300	452,900		
72	275,700	295,700	320,400	368,300	414,100	428,900	453,500		
73	277,200	297,100	321,700	369,800	414,700	429,500	454,200		
74	278,600	298,600	323,400	371,300	415,300	430,100	454,800		
75	280,000	300,100	325,100	372,800	415,900	430,700	455,400		
76	281,400	301,600	326,800	374,300	416,500	431,300	456,000		
77	282,600	302,900	328,600	375,700	417,100	431,900	456,700		
78	283,800	304,400	330,300	376,900	417,700	432,500			
79	285,000	305,900	331,900	378,100	418,300	433,100			
80	286,200	307,400	333,600	379,300	418,800	433,700			
81	287,500	308,900	335,300	380,600	419,400	434,300			
82	288,800	310,300	337,000	381,800	420,000	434,900			
83	290,100	311,700	338,700	383,000	420,600	435,500			
84	291,400	313,100	340,400	384,200	421,200	436,100			
85	292,800	314,500	342,100	385,500	421,800	436,700			
86	294,000	316,000	343,700	386,100	422,400				
87	295,200	317,500	345,300	386,700	423,000				
88	296,400	319,000	346,900	387,300	423,600				
89	297,600	320,500	348,400	388,000	424,200				
90	298,800	322,000	349,900	388,600	424,800				
91	300,000	323,500	351,400	389,200	425,400				
92	301,200	325,000	352,900	389,800	426,000				

93	302,200	326,300	354,400	390,300	426,600			
94	303,500	327,700	355,900	390,900				
95	304,800	329,100	357,400	391,500				
96	306,100	330,500	358,900	392,100				
97	307,200	331,900	360,300	392,600				
98	308,400	333,300	361,500	393,200				
99	309,600	334,700	362,700	393,800				
100	310,800	336,100	363,900	394,400				
101	312,000	337,600	365,200	394,900				
102	313,100	338,900	366,300	395,500				
103	314,200	340,200	367,500	396,100				
104	315,300	341,500	368,700	396,700				
105	316,300	342,700	370,000	397,200				
106	317,000	343,800	370,600	397,700				
107	317,700	344,900	371,200	398,200				
108	318,400	346,000	371,800	398,700				
109	319,100	347,200	372,500	399,100				
110	319,800	348,200	373,100	399,600				
111	320,500	349,200	373,700	400,100				
112	321,200	350,200	374,300	400,600				
113	322,000	351,300	374,800	401,000				
114	322,800	352,300	375,400	401,500				
115	323,600	353,300	376,000	402,000				
116	324,400	354,300	376,600	402,500				
117	325,000	355,400	377,100	402,900				
118	325,800	356,000	377,700	403,400				
119	326,600	356,600	378,300	403,900				
120	327,400	357,200	378,900	404,400				
121	328,100	357,700	379,300	404,800				
122	328,600	358,200	379,900	405,300				
123	329,100	358,700	380,500	405,800				
124	329,600	359,200	381,100	406,300				
125	329,900	359,700	381,600	406,700				
126		360,200	382,100					
127		360,700	382,600					
128		361,200	383,100					
129		361,700	383,400					
130		362,200	383,900					
131		362,700	384,400					
132		363,200	384,900					
133		363,700	385,200					
134		364,200	385,700					
135		364,700	386,200					
136		365,200	386,700					
137		365,500	387,000					
138		365,900	387,500					
139		366,400	388,000					
140		366,900	388,500					

	141		367,200	388,800						
	142		367,700							
	143		368,200							
	144		368,700							
	145		369,000							
再任用職員		240,700	252,600	256,900	293,100	310,500	325,200	349,600	385,800	418,600

第1号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

特定任期付職員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000